

連携協約の締結の経緯及び締結を必要とした理由並びにその概要

1 連携協約の締結の経緯及び締結を必要とした理由

広島広域都市圏では、1993年、13市町により「広島広域都市圏形成懇談会」を設立以降、圏域というエリア設定を生かしてその一体的発展に向けた交流・連携を推進してきた。2012年2月には4町が加わり、「懇談会」を「広島広域都市圏協議会」に改称し、さらに、2015年7月、7町が加わって、現在に至っている（注）。

（注：圏域を構成する市町（計11市13町））

広島県：広島市（連携中枢都市）、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

全国的に人口減少、少子高齢社会が到来する中、圏域の人口減少に歯止めを掛け、圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図るとともに、中四国地方の発展に寄与する役割を担い続けていくためには、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築する必要がある。

そこで、広島広域都市圏においては、経済面や生活面で深く結び付いている圏域内の24市町が、これまでの「広島広域都市圏協議会」の取組を基礎とした、“都市連盟”とも言うべき強固な信頼関係を背景に、「連携中枢都市圏制度」を用いながら、地域の資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開することで、圏域経済の活性化と圏域内人口200万人超を目指す「200万人広島都市圏構想」の実現を図ることとし、連携協約を締結した。

2 連携協約の概要

- (1) 連携協約は、人口減少・少子高齢社会にあっても、広島市及び連携市町が、圏域全体の経済成長のけん引、高次の都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組を協力して実施することにより、ヒト・モノ・カネ・情報の循環を基調とする「ローカル経済圏」を構築し、もって圏域の経済を活性化し自律的で持続的な発展を図ることを目的とする。
- (2) 広島市及び連携市町は、(1)に掲げる目的を達成するため、連携協約の別表に掲げる取組を協力して実施し、相互に連携を図るものとする。
- (3) (2)に掲げる取組を推進するため、圏域の目指す将来像とその実現に向けた具体的な施策を示す「広島広域都市圏発展ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を広島市が、連携市町と協議して策定する。
- (4) (2)に掲げる取組を広島市及び連携市町が実施するために要する費用及びその分担については、広島市及び連携市町が協議してビジョンに定める。
- (5) 広島市及び連携市町の長は、連携協約の推進に関し連絡調整を図るため、毎年度会議を開催するものとする。
- (6) 連携協約を変更し、又は廃止しようとする場合は、広島市及び連携市町の協議によるものとする。この場合において、広島市及び連携市町は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、あらかじめ議会の議決を経なければならない。
- (7) 連携協約は、平成28年4月1日から施行する。